

2. 中心市街地の位置及び区域

〔1〕位 置

位置設定の考え方

現在のまちの骨格が形づくられたのは、室町時代から江戸時代初期にかけて現在の地に姫路城が築城された時がはじまりとなる。姫路城は全国的にも珍しい総曲輪方式の城郭構造を取り、城下町は主に外濠から内側に形成され、山陽・但馬・出雲・因幡街道などの街道結節点という立地条件もあいまって、播磨地域の中心地として発展してきた。

明治期に入っても、姫路の市街地は旧曲輪と旧曲輪外の山陽・但馬街道沿道の限定された区域であり、この中に商業をはじめ、官公庁等の行政機能、業務機能が集積していた。明治中期に旧城下町の南側に鉄道が開業したものの、急激な市街地拡大は発生せず、まちの中心的役割は旧城下町が担い続けた。

太平洋戦争における戦災からの復興、戦後の急激な人口増加に対応するため、姫路駅南北での計画的な市街地整備が行われ、市役所など一部機能の駅南側への移転等が行われたものの、百貨店をはじめとする商業機能、播磨地域の拠点となる業務機能の多くは駅を核としてその周辺に立地している。

また、世界文化遺産・姫路城は、400年の歴史の中で一度も戦災や火災にまみえることなく、その優美な姿や文化的価値を現在まで継承していることから、長年にわたって市民に心の拠り所として親しまれるとともに、国内外から多くの人々が訪れ、今日でもまちの核としての中心的役割を果たしている。

このように、姫路市あるいは播磨地域の中心的役割を担い続け、現在及び将来ともにその役割に変わりがないものと考えられる姫路駅及び姫路城を核とした地域を本基本計画の中心市街地と位置付ける。



中心市街地の位置

〔2〕区 域

区域設定の考え方

（1）中心市街地の設定

区域についての考え方

旧基本計画では、JR 姫路駅北側の中心市街地約 74ha を対象としているが、本基本計画では、旧計画の考え方を継承しつつ、人々が「訪れ」、「集い、回遊し」、「暮らしたくなる」まちづくりを基本的な方針として活性化を目指すこととしている。また、旧基本計画策定から現在までの間に、JR 山陽本線等連続立体交差事業や姫路駅周辺土地区画整理事業が進展するなど、中心市街地をとりまく環境も大きく変化している。平成 18 年 3 月には、今後の都心部のまちづくりの指針となる「姫路市都心部まちづくり構想」を策定しており、このような状況を踏まえ、旧基本計画の区域を拡張し、以下の視点に基づき区域を設定した。

①「行きたい城下^{まち} ～国内外の人々が訪れるまちづくり～」の視点

旧基本計画では、計画の主眼に据えていた市街地の整備改善や商業活性化に関わる直接的な事業が当該計画区域北側の特別史跡地の大部分で存在しなかったため、これを区域から除外していた。しかしながら、「特別史跡姫路城跡整備基本構想」（平成 20 年 3 月策定）では、旧基本計画区域の北側の特別史跡地（中曲輪）を対象に「歴史的景観と調和した土地利用」、「江戸期の日本文化を学習、体験できる展示・見学・学習施設の整備・配置」、「休憩や宿泊用施設の整備・配置」、「駐車施設の整備・再編」等の方向性が示され、姫路城を核に様々な施策展開が計画されている。世界文化遺産が駅から徒歩圏内にあるという立地特性や、姫路城が有する全国・世界レベルの知名度を活かし、同区域が有する観光集客力の活用や、滞在型観光の推進等を図ることは、中心市街地の活性化に有効であると考えられることから、当該区域を含め、一体的なまちづくりを進めることとする。

②「にぎわう城下^{まち} ～人々が集い、回遊するまちづくり～」の視点

姫路駅周辺では、JR 山陽本線等連続立体交差事業や土地区画整理事業が行われており、中心市街地全体に大きな影響を及ぼす商業・業務施設等の立地・再編が検討されているが、旧基本計画では計画期間内の事業効果の発現が期待できなかった JR 姫路駅周辺及び山陽本線の南側を区域から除外していた。しかしながら、その後の事業進捗によって、鉄道の高架化等が実現し、さらに本基本計画期間中には鉄道を挟んだ南北交通の円滑化や南北一体となった土地利用の促進とともに、南北間の人の移動の活発化が期待されることから、当該区域を含め、一体的なまちづくりを進めることとする。

③「住みたい城下 ～人々が暮らしたくなるまちづくり～」の視点

旧基本計画では、旧中心市街地活性化法の趣旨を踏まえて市街地の整備改善や商業活性化に主眼をおいた区域設定を行ったが、法改正によって街なか居住が重点的な施策の一つに位置付けられ、本市においてもこれを積極的に推進することとしている。

このため、南北市街地の一体化の推進により、都心居住の利便性が高い駅南市街地を含め、姫路駅から概ね徒歩圏に位置する区域を中心市街地とし、旧基本計画区域と一体的に歩いて暮らせるまちづくりを進めることとする。

以上の観点から、本計画における中心市街地として、次図に示す区域を設定する。

○中心市街地 約 210ha

- ・ 東側境界：都市計画道路内環状東線
都市計画道路城東線、姫路城内濠
- ・ 南側境界：都市計画道路延末線
- ・ 西側境界：都市計画道路船場川線、姫路城内濠
- ・ 北側境界：姫路城勢隠濠、都市計画道路城南線

(2) 中心市街地活性化連携区域の設定

区域についての考え方

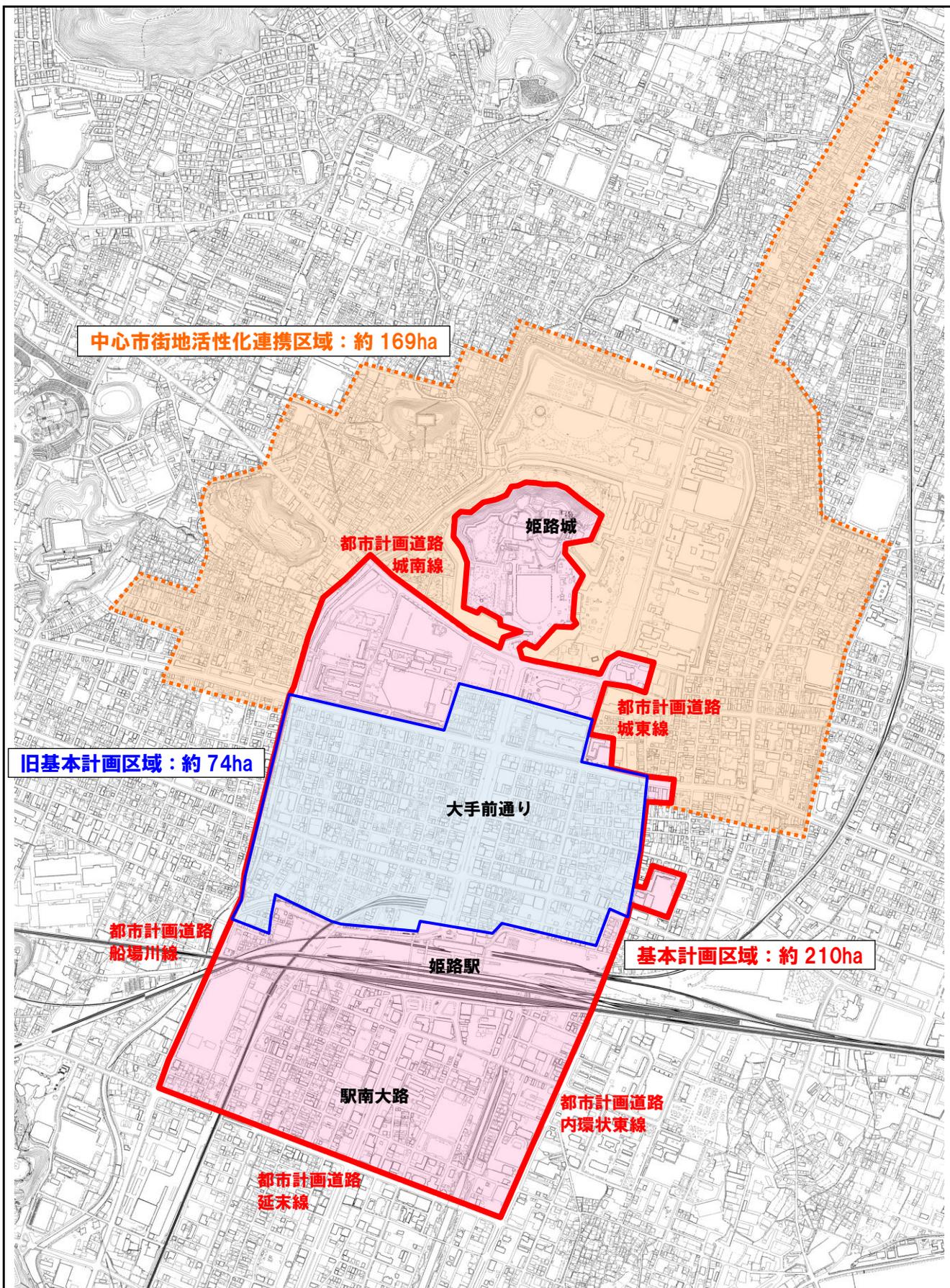
世界文化遺産・姫路城のバッファゾーン（緩衝地帯）は、世界文化遺産登録に際し、特別史跡姫路城跡（107ha）と調和のとれた景観形成を図る区域として設けられている。

中でも、バッファゾーンのうち基本計画区域に含まれない区域内については、震災により市街地の大半が焼失した中であって、幸いにも戦禍から免れ、町家等の歴史的建築物が多く残っており、また、城下町ならではの景観を今に残している地区もある。こうした区域については、積極的に都市機能の増進を図るのではなく、歴史的な景観の保全・活用を促進することにより、そこを訪れる人々が、城下町らしさを色濃く残す景観を中心とした多様な魅力を楽しむことにあわせ、中心市街地にも足を延ばし回遊することで、中心市街地における交流人口の増加等による新たなにぎわいの創出や、活性化につながることを期待される。

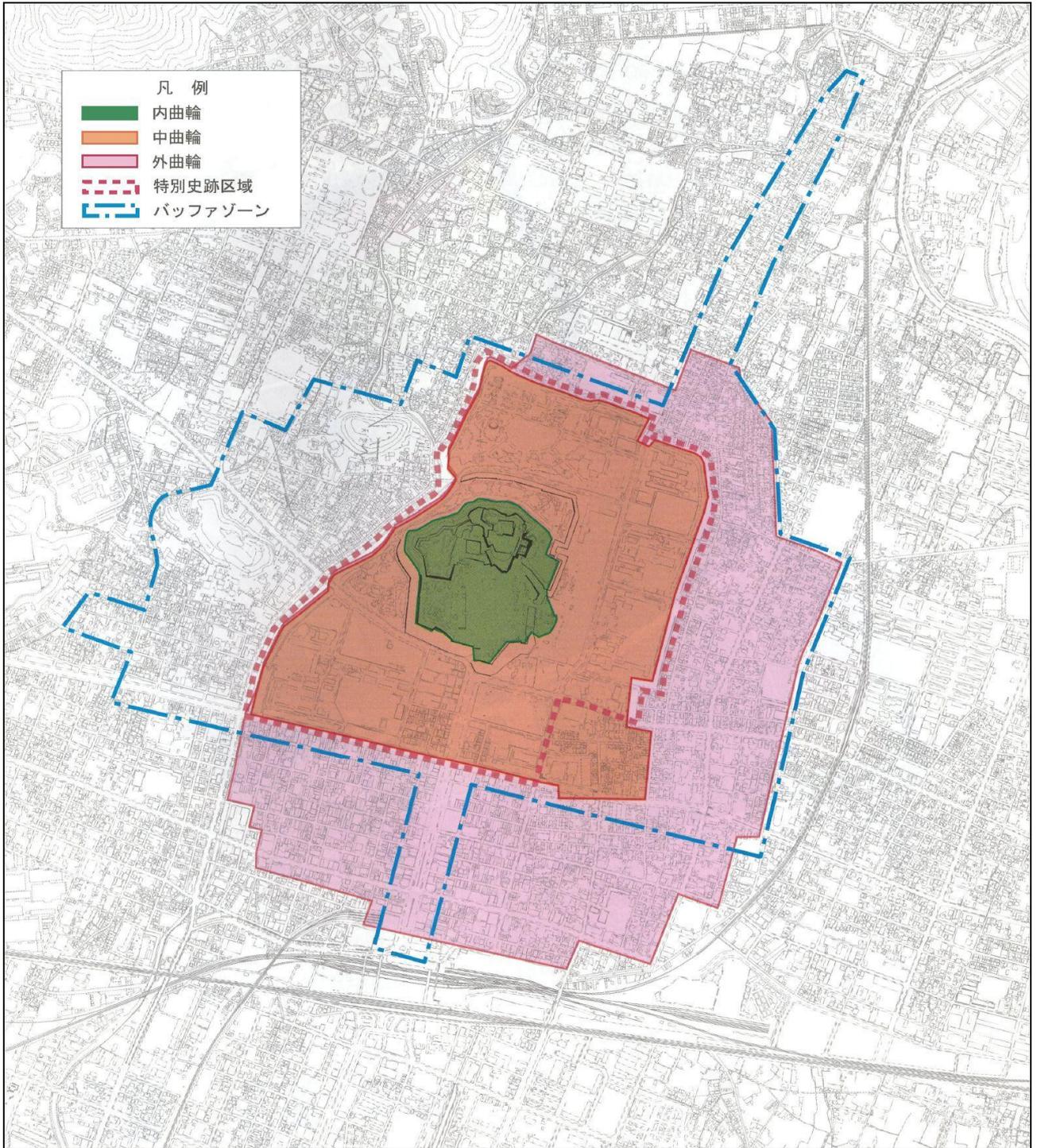
こうした観点から、多様な都市機能の集積等を図る「基本計画区域」に対し、基本計画区域の活性化の取組と連携して保全・活用策を進める区域として、バッファゾーンのうち基本計画区域に含まれない区域を「中心市街地活性化連携区域」と位置付ける。

○中心市街地活性化連携区域 約 169ha

＝世界文化遺産・姫路城バッファゾーンのうち、基本計画区域に含まれない区域



中心市街地の区域図



【参考】特別史跡姫路城跡の曲輪位置図

資料：特別史跡姫路城跡整備基本構想(姫路市、平成20年3月)

〔3〕中心市街地要件に該当していることの説明

| 要 件 | 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------|---------------|------------|---------------|-----|---------|---------|-------|------|---------|----------|-------|---------|----------|----------|-------|--|--------------|------------|---------------|------|-----------|------------|-------|------|----------|-----------|-------|
| <p>第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p> | <p>中心市街地の面積約210haは、市内の住居系・商業系用途地域面積7,736ha（平成20年1月1日現在値）の約2.7%に相当するが、中心市街地には以下のような商業、都市機能の集積があり、市内において最も高い集積度となっている。</p> <p>なお、平成18年3月の周辺町との合併前の旧市域に対する上記面積比率は約2.8%である（平成18年1月1日現在の住居系・商業系用途地域面積7,574haに対する比率）。</p> <p>○小売業は市全体の20%前後の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> 小売業は従業者数で市全体の19.9%の集積があるほか、店舗数、年間商品販売額では20%を超える集積となっている。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">中心市街地 (A)</th> <th style="text-align: center;">姫路市 (B)</th> <th style="text-align: center;">対市割合 (A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">店舗数</td> <td style="text-align: center;">1,108 店</td> <td style="text-align: center;">5,464 店</td> <td style="text-align: center;">20.3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従業者数</td> <td style="text-align: center;">6,830 人</td> <td style="text-align: center;">34,243 人</td> <td style="text-align: center;">19.9%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年間商品販売額</td> <td style="text-align: center;">1,349 億円</td> <td style="text-align: center;">5,617 億円</td> <td style="text-align: center;">24.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">資料：商業統計調査（平成16年）</p> <p>○各種事業所は市全体の20%を超える集積</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種事業所は事業所数で市全体の23.7%の集積があり、従業者数では23.5%の集積となっている。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">中心市街地 (A)</th> <th style="text-align: center;">姫路市 (B)</th> <th style="text-align: center;">対市割合 (A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事業所数</td> <td style="text-align: center;">5,686 事業所</td> <td style="text-align: center;">24,038 事業所</td> <td style="text-align: center;">23.7%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従業者数</td> <td style="text-align: center;">51,320 人</td> <td style="text-align: center;">218,301 人</td> <td style="text-align: center;">23.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">資料：事業所・企業統計調査（平成16年）</p> <p>○播磨地域の中心的な各種都市機能の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地とその外縁部には、美術館、姫路文学館、歴史博物館、市民会館や青少年センター、市民プラザ等が存在し、姫路城とともに市の文化・教育・コミュニティ施設の集積が見られる。 行政関連施設では、駅前市役所をはじめ、兵庫県旅券事務所姫路出張所、兵庫県中播磨県民局等の兵庫県総合庁舎などが立地しており、中心市街地の外縁部には、姫路市役所や姫路警察署、国の各種機関が立地し、播磨地域の行政機能の中枢を担う区域となっている。 以上のように、中心市街地内には姫路市のみならず播磨地域の主要な都市機能が数多く立地し、中心的役割を果たしている。 | | 中心市街地 (A) | 姫路市 (B) | 対市割合 (A/B) | 店舗数 | 1,108 店 | 5,464 店 | 20.3% | 従業者数 | 6,830 人 | 34,243 人 | 19.9% | 年間商品販売額 | 1,349 億円 | 5,617 億円 | 24.0% | | 中心市街地 (A) | 姫路市 (B) | 対市割合 (A/B) | 事業所数 | 5,686 事業所 | 24,038 事業所 | 23.7% | 従業者数 | 51,320 人 | 218,301 人 | 23.5% |
| | 中心市街地 (A) | 姫路市 (B) | 対市割合 (A/B) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 店舗数 | 1,108 店 | 5,464 店 | 20.3% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従業者数 | 6,830 人 | 34,243 人 | 19.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年間商品販売額 | 1,349 億円 | 5,617 億円 | 24.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 中心市街地 (A) | 姫路市 (B) | 対市割合 (A/B) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所数 | 5,686 事業所 | 24,038 事業所 | 23.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従業者数 | 51,320 人 | 218,301 人 | 23.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

○広域からの買物客を呼び込んでいる中心市街地

- ・中心市街地への買物目的を中心とした来街者の居住地は、市内はもとより周辺市町に及ぶ広域に分布している。
- ・特に休日においては、周辺の加古川市・たつの市・相生市・明石市などからの来街者比率が増加しており、周辺市町に及ぶ商圈を有しているといえる。



姫路市内地域区分



姫路市周辺市町

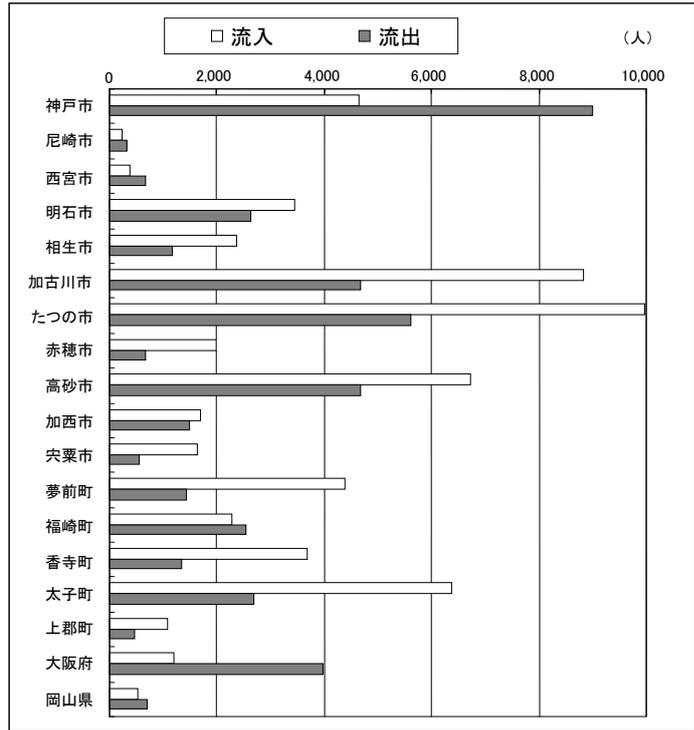
○広い通勤・通学圏を有する姫路市

- ・平成 17 年国勢調査による他市町との通勤・通学目的の流出入状況を見ると、神戸市や大阪府に対しては流出超過になっているものの、播磨地域に位置する市町に対しては大幅な流入超過の状況にある。
- ・市内で 20% 程度の従業者が集積する中心市街地においては、周辺市町を中心に広域からの通勤・通学者が流入しているものと考えられる。

中心市街地買物客の居住地分布

| | 平 休 日 計 | 休 日 | 平 日 |
|----------|------------------|--------|--------|
| 総数 | 315 | 156 | 159 |
| 西部地域 | 3.8% | 3.8% | 3.8% |
| 網干地域 | 1.6% | 1.9% | 1.3% |
| 広畑地域 | 3.2% | 4.5% | 1.9% |
| 飾磨地域 | 5.1% | 4.5% | 5.7% |
| 中部第 1 地域 | 9.5% | 4.5% | 14.5% |
| 中部第 2 地域 | 18.7% | 16.0% | 21.4% |
| 中部第 3 地域 | 14.0% | 10.9% | 17.0% |
| 白浜地域 | 2.5% | 3.8% | 1.3% |
| 東郡地域 | 4.8% | 5.1% | 4.4% |
| 北部地域 | 0.6% | 0.6% | 0.6% |
| 安富地域 | | | |
| 夢前地域 | 1.0% | 1.9% | |
| 香寺地域 | 1.6% | 1.3% | 1.9% |
| 家島地域 | 0.6% | | 1.3% |
| 姫路市不明 | 0.3% | 0.6% | |
| 加古川市 | 5.1% | 5.8% | 4.4% |
| 神戸市 | 2.9% | 1.9% | 3.8% |
| たつの市 | 2.5% | 2.6% | 2.5% |
| 高砂市 | 2.2% | 2.6% | 1.9% |
| 相生市 | 2.2% | 3.2% | 1.3% |
| 明石市 | 1.9% | 2.6% | 1.3% |
| 加古郡 | 1.6% | 1.9% | 1.3% |
| 太子町 | 1.3% | 1.3% | 1.3% |
| 神崎郡神河町 | 1.3% | | 2.5% |
| 宍粟市 | 1.3% | 1.9% | 0.6% |
| 加西市 | 1.0% | 1.9% | |
| 赤穂市 | 0.6% | 1.3% | |
| 西脇市 | 1.0% | 1.3% | 0.6% |
| 朝来市 | 0.6% | 0.6% | 0.6% |
| 佐用郡佐用町 | 0.3% | 0.6% | |
| 神崎郡市川町 | 0.3% | 0.6% | |
| 豊岡市 | 0.3% | | 0.6% |
| 西宮市 | 0.3% | | 0.6% |
| 芦屋市 | 0.3% | | 0.6% |
| 三木市 | 0.3% | 0.6% | |
| 養父町 | 0.3% | 0.6% | |
| 兵庫県不明 | 0.3% | 0.6% | |
| 他府県 | 4.8% | 8.3% | 1.3% |

資料：姫路市中心市街地来街者調査
(平成 19 年 2 月実施)

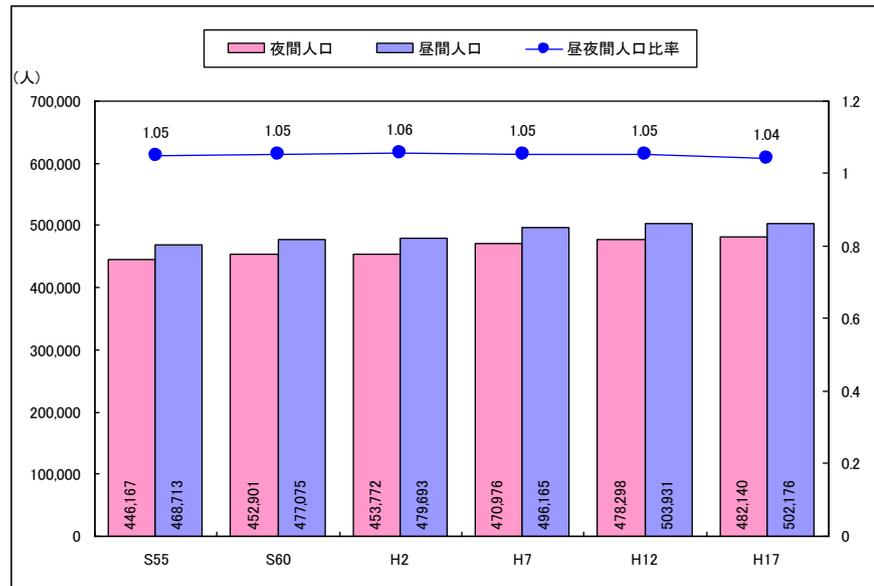


姫路市の通勤・通学流出入状況

資料：平成 17 年国勢調査（市町区分は合併前）

○姫路市の昼夜間人口比率は 1.05 程度

- ・各年国勢調査によると、本市（平成 18 年合併前市域）の昼夜間人口比率は概ね 1.05 で推移しており、多くの通勤・通学目的の人々が本市に流入している。
- ・中心市街地の集積度合いから勘案して、市内、周辺市町から多くの人々が中心市街地に流入しているものと考えられる。



姫路市の昼夜間人口比率

資料：各年国勢調査

○姫路駅の利用者は市内で群を抜く多さ

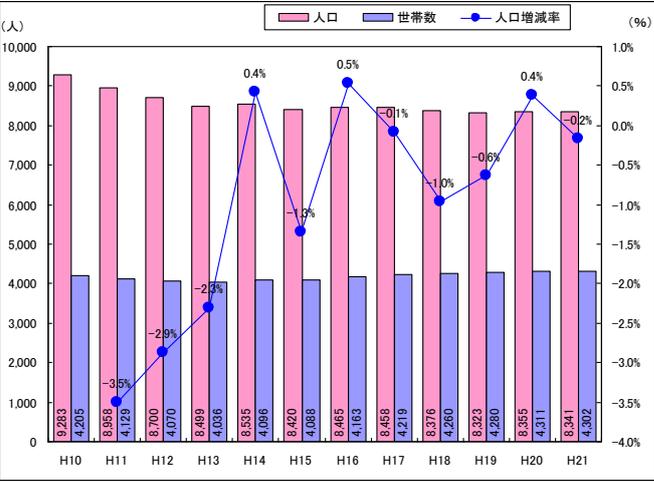
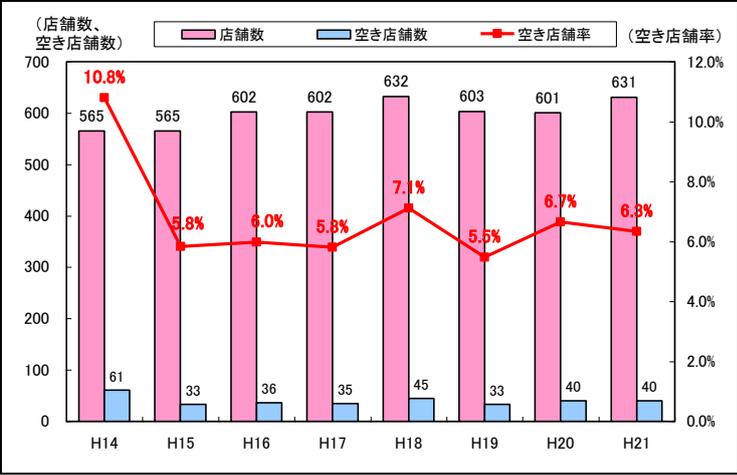
- ・JR 及び山陽電鉄の姫路駅乗車人員は、市内の他の駅と比較して大きなものとなっており、鉄道会社別の市内総乗車人員に対して JR 姫路駅では 60%強、山陽電鉄では 40%弱に達している。

市内の鉄道駅年間乗車人員（平成 19 年度）（上位 4 駅、単位：千人）

| JR | | | 山陽電鉄 | | |
|-----|--------|--------|------|--------|--------|
| 市全体 | 26,931 | 100.0% | 市全体 | 12,957 | 100.0% |
| 姫路 | 16,923 | 62.8% | 姫路 | 5,023 | 38.8% |
| 網干 | 3,160 | 11.7% | 飾磨 | 1,597 | 12.3% |
| 英賀保 | 1,655 | 6.1% | 大塩 | 899 | 6.9% |
| 御着 | 1,013 | 3.8% | 白浜の宮 | 845 | 6.5% |

資料：姫路市統計要覧

以上のように、中心市街地は、市内での面積比率は小さいものの、相当数の小売商業者及び都市機能が集積しており、市内及び周辺市町から多くの通勤・通学者が流入するなど、姫路市のみならず播磨地域の経済的、社会的な中心的役割を担っている地域である。

| 要件 | 説明 |
|---|---|
| <p>第2号要件</p> <p>当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</p> | <p>本市において都市機能が相当数集積する中心市街地であるが、以下のようにその集積度合いが近年低下し、市全体の経済活力が低下している。</p> <p>○人口が長期にわたり減少</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年の中心市街地の人口は平成10年の9,283人から8,341人に年々減少しており、平成10年の人口に対して89.9%となっている。 世帯数についてはほぼ横ばい状態であるが、平均世帯人員は1.94人と、市全体(2.49人)と比較しても小規模化の度合いが大きい。  <p style="text-align: center;">中心市街地の人口・世帯数と人口増減率</p> <p style="text-align: right;">資料：姫路市統計要覧</p> <p>○空き店舗数は減少傾向にあるものの全店舗の6%程度存在</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心市街地内の商店街における空き店舗数は、空き店舗対策事業の実施等によって大きく改善したものの、その後は横ばい状況となっており、平成21年では商店街の店舗数に対して約6.3%が空き店舗の状況である。  <p style="text-align: center;">中心市街地商店街における店舗数と空き店舗数推移</p> <p style="text-align: right;">資料：店舗数は兵庫県団体名簿など、空き店舗数は姫路商工会議所・姫路市調査</p> |

○小売業の販売額、商店数、従業者数ともに減少し、集積度合いが低下

- ・ 中心市街地の小売業は、年間商品販売額、店舗数、従業者数ともに減少している。
- ・ 市全体の各指標も減少傾向にあり、市全体での小売業の活力が低下している。
- ・ 中心市街地が市全体に占める割合（シェア）も低下傾向にあり、平成 11 年から平成 16 年の間に 2～3%減少している。

年間商品販売額の推移（単位：百万円）

| 地区 | 平成 11 年 | 平成 14 年 | 平成 16 年 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 姫路市 | 681,677 | 580,745 | 561,693 |
| 中心市街地 | 179,503 | 137,218 | 134,877 |
| 中心市街地のシェア | 26% | 24% | 24% |

店舗数の推移（単位：店）

| 地区 | 平成 11 年 | 平成 14 年 | 平成 16 年 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 姫路市 | 6,327 | 5,558 | 5,464 |
| 中心市街地 | 1,375 | 1,124 | 1,108 |
| 中心市街地のシェア | 22% | 20% | 20% |

従業者数の推移（単位：人）

| 地区 | 平成 11 年 | 平成 14 年 | 平成 16 年 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 姫路市 | 37,234 | 34,163 | 34,243 |
| 中心市街地 | 8,676 | 6,849 | 6,830 |
| 中心市街地のシェア | 23% | 20% | 20% |

資料：商業統計調査

○事業所数、従業者数ともに減少し、集積度合いが低下

- ・ 中心市街地の各種事業所は、事業所数、従業者数ともに減少しており、中心市街地が市全体に占める割合（シェア）もわずかではあるが低下傾向にある。

事業所数の推移（単位：事業所）

| 地区 | 平成 11 年 | 平成 13 年 | 平成 16 年 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 姫路市 | 26,106 | 24,598 | 24,038 |
| 中心市街地 | 6,414 | 5,845 | 5,686 |
| 中心市街地のシェア | 25% | 24% | 24% |

従業者数の推移（単位：人）

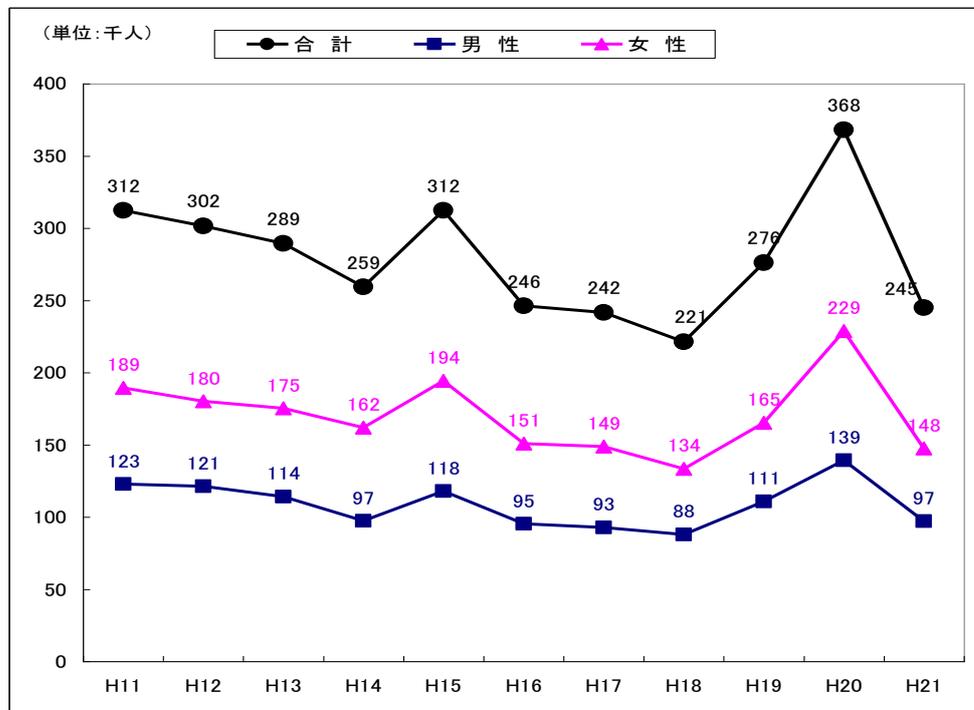
| 地区 | 平成 11 年 | 平成 13 年 | 平成 16 年 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 姫路市 | 239,321 | 233,454 | 218,301 |
| 中心市街地 | 59,391 | 57,665 | 51,320 |
| 中心市街地のシェア | 25% | 25% | 24% |

資料：事業所・企業統計調査

○中心市街地の歩行者・自転車通行量が減少

・中心市街地における歩行者・自転車通行量*は漸減傾向となっている*。

*平成20年の数値が大幅な増加となっているが、これは、「第25回全国菓子大博覧会・兵庫」の開催（平成20年4月18日～5月11日）の影響によるものと考えられる。



中心市街地商店街における歩行者・自転車通行量の推移（調査地点計）

資料：中心商店街通行量調査

以上のように、中心市街地は衰退傾向にあり、この動向が継続すると都市活動や経済活力の維持に支障をきたすおそれがある。このような流れに歯止めをかけ、都市の中心部としての活力を再生していくための対応を図ることが喫緊の課題となっている。

| 要件 | 説明 |
|---|---|
| <p>第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p> | <p>○中心市街地の活性化は、総合計画等においても位置付けられているものであり、上位計画等との整合性をもって進められる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の活性化の上位計画との関連性については、「新姫路市総合計画」（平成21年3月策定）において、「中心市街地の活力維持と向上のための取組みを行うことが急務」とされており、4つの基本目標のうち、「風格ある 歴史文化・産業都市」中の基本的政策「産業の振興」及び「自然豊かで快適な 環境・利便都市」中の基本的政策「都心部まちづくりの推進」に位置付けられている。 ・また、「姫路市都心部まちづくり構想」（平成18年3月策定）において、「さまざまな都市機能が凝縮された都心部のさらなる活用が、圏域全体の活性化を導く重要な施策である」とされているとともに、「姫路市都市計画マスタープラン」（平成18年3月策定）においては、世界文化遺産・姫路城の保全と継承、鉄道による南北市街地の分断の解消、既存商業地を中心とした中心市街地の活性化が当面の課題と位置付けられている。 ・よって、中心市街地の活性化は、上位計画等との整合性をもって進められるものである。 <p>○中心市街地の活性化は、中心市街地のみならず、市全体や周辺地域の発展にも効果が及ぶものである</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地は、市全体に対する面積比率はわずかではあるものの、商業をはじめとする都市機能集積は20%程度を有し、播磨地域の大部分を包含する商圈を形成している。 ・また、本市の通勤、通学者が播磨地域において大幅な流入超過であること、中心市街地における従業者数が50,000人以上を数え、その数が夜間人口約8,300人に対して6倍を超えていることから、多くの従業者が市内全域や周辺都市から流入していることが分かる。 ・さらに、交通の一大結節点であるとともに、世界文化遺産・姫路城を擁し、姫路城周辺の主要観光施設の入込客数が約197万人（平成19年度）である中心市街地は、内外から訪れる多くの人を迎える「国際観光都市・姫路」の中核をなしている。 ・よって、中心市街地は、姫路市のみならず播磨地域の経済的・社会的活動における重要な役割を担うことから、中心市街地での施策展開は多くの市民や周辺都市の住民に影響し、その波及効果は市域のみならず周辺地域にも及ぶこととなる。 |

| | |
|--|--|
| | <p>以上のように、中心市街地において都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することは、中心市街地のみならず、姫路市及びその周辺の播磨地域の発展にとって、有効かつ適切であるものといえる。</p> |
|--|--|